

[事案 30-88] 契約解除取消請求

・平成 31 年 4 月 8 日 和解成立

※本事案の申立人は [事案 30-89] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人から告知は必要ないと言われたこと等を理由として、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者（配偶者）が心臓病により入院し手術を受けたので、平成 28 年 8 月に配偶者が契約した終身保険の入院特約にもとづき、入院および手術給付金を請求したところ、告知義務違反があったことを理由として、平成 28 年 8 月に配偶者を被保険者として自分が契約した養老保険について、契約を解除された。しかし、以下等の理由により、告知義務違反による解除を取り消してほしい。または、募集人の不適切な説明があったことにより、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) 告知書は募集人同席のもと自宅で作成し、募集人が持ち帰ったが、告知対象期間内の健康診断で心電図の異常が見つかったが医師から問題ないと言われたこと等を詳細に記入した。
- (2) 後日、代理店店舗に出向いた際、募集人から「医者が大丈夫と言うなら書かなくて良いのでは」と言われたので、あらためて告知書を作成して提出している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は告知日より前に、申立人宅で被保険者に、白紙に、再検査の指摘を受けて結果が出るまでの状況を記載してもらったことはあるが、実際の告知書は、申立人が代理店店舗で作成しており、再検査結果は「異常なし」であったとのことであったのでその旨を記入してもらった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時およびその後のやり取りの状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知時に募集人が不適切な指示（または不適切な説明）をしたとは認められないが、以下の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 被保険者は、告知書の全質問に「いいえ」と回答しながら、契約して約 1 か月後には募集人に対し、病院で心臓の異常の指摘を受けたが給付金は支払われるのか、契約は継続できるのかと、複数回問い合わせしている。
- (2) 募集人が上記問い合わせを受けた時点で病歴や実態まで詳細に確認していれば、申立人は解約等の判断をできた可能性が高いと考えられる。